3　ナトリウム冷却型原子力発電設備に係るものの改造であって、次に掲げるもの
(1)　炉型式、定格熱出力、過剰反応度又は反応度係数の変更を伴うもの
(2)　炉心に係るもの
(3)　反射材
(4)　原子炉容器本体（監視試験片を除く。）
(5)　原子炉容器支持構造物に係るもの
(6)　原子炉容器付属構造物に係るもの
(7)　原子炉容器内部構造物に係るもの

ロ　原子炉冷却系統設備

1　沸騰水型原子力発電設備に係るものの改造であって、次に掲げるもの
(1)　原子炉冷却材の種類又は純度の変更を伴うもの
(2)　原子炉圧力容器本体の入口又は出口の原子炉冷却材の圧力又は温度の変更を伴うもの
(3)　原子炉圧力容器本体の炉心の原子炉冷却材の流量又は蒸気の発生量の変更を伴うもの
(4)　原子炉冷却材再循環設備に係るもの
(5)　原子炉冷却材の循環設備（原子炉冷却材圧力バウンダリ又は主蒸気系に係るものに限る。）に係るもの
(6)　残留熱除去設備に係るもの
(7)　非常用炉心冷却設備に係るもの
(8)　原子炉冷却材補給設備（原子炉隔離時冷却系に係るものに限る。）に係るもの
(9)　原子炉補機冷却設備（非常用のものに限る。）に係るもの
(10)　原子炉冷却材浄化設備に係るもの

1　沸騰水型原子力発電設備に係るものの改造（中欄に掲げるものを除く。）であって、原子炉冷却材の循環設備（ポンプを除く。）、給水ポンプ（ポンプを除く。）、原子炉冷却材補給設備（ポンプを除く。）、補機冷却設備（ポンプを除く。）又は原子炉格納容器内の原子炉冷却材の漏えいを監視する装置に係るもの
(1)　炉心（炉心支持構造物に限る。）、反射材、原子炉容器本体（監視試験片を除く。）、原子炉容器付属構造物又は原子炉容器内部構造物に係るものの性能又は強度に影響を及ぼすもの
(2)　原子炉容器支持構造物、原子炉容器付属構造物又は原子炉容器内部構造物に係るものの性能又は強度に影響を及ぼすもの

5　電気設備に係るものの改造であって、次に掲げるもの
(1)　原子炉容器本体（監視試験片を除く。）、原子炉容器内部構造物又は原子炉容器内部構造物に係るものの取替え

2　係るものの改造であって、次に掲げるもの
(1)　一次冷却材の種類又は純度の変更を伴うもの
(2)　原子炉容器本体の入口又は出口の一次冷却材の圧力又は温度の変更を伴うもの
(3)　原子炉容器本体の炉心の一次冷却材の流量の変更を伴うもの
(4)　加圧器の圧力の変更を伴うもの
(5)　一次冷却材の循環設備に係るもの
(6)　主蒸気・主給水設備に係るもの
(7)　余熱除去設備に係るもの
(8)　非常用炉心冷却設備に係るもの
(9)　化学体積制御設備に係るもの
(10)　原子炉補機冷却水設備（非常用のものに限る。）に係るもの
(11)　原子炉補機冷却海水設備（非常用のものに限る。）に係るもの

3　電気設備に係るものの改造であって、次に掲げるもの
(1)　一次冷却材の種類又は酸素濃度の変更を伴うもの
(2)　原子炉容器本体の入口又は出口の一次冷却材の圧力、温度又は流量の変更を伴うもの
(3)　一次主冷却系中間熱交換器一次側の一次冷却材の温度又は流量の変更を伴うもの
(4)　一次冷却材の循環設備に係るもの
(5)　二次冷却材の種類又は酸素濃度の変更を伴うもの
(6)　一次主冷却系中間熱交換器二次側の二次冷却材の温度又は流量の変更を伴うもの
(7)　蒸気発生器ナトリウム側の二次冷却材の温度又は流量の変更を伴うもの
(8)　二次冷却材の循環設備に係るもの

4　加圧水型原子力発電設備に係るものの改造であって、次に掲げるもの
(1)　余熱除去設備（原子炉冷却材圧力バウンダリに係るものに限る。）、非常用炉心冷却設備（原子炉冷却材圧力バウンダリに係るものに限る。）又は化学体積制御設備（原子炉冷却材圧力バウンダリに係るものに限る。）に係るものの取替え
(2)　主蒸気設備、非常用炉心冷却設備、余熱除去設備、化学体積制御設備、原子炉補機冷却水設備（非常用のものに限る。）又は原子炉補機冷却海水設備（非常用のものに限る。）に係るもの

3　加圧水型原子力発電設備の改造（中欄に掲げるものを除く。）であって、原子炉冷却材圧力バウンダリに係るもの（主要弁を除く。）、原子炉補機冷却水設備（主要弁を除く。）又は原子炉格納容器内の一次冷却材の漏えいを監視する装置に係るもの
4　加圧水型原子力発電設備の改造（中欄に掲げるものを除く。）であって、原子炉冷却材圧力バウンダリに係るもの（主要弁を除く。）、原子炉補機冷却水設備（主要弁を除く。）又は原子炉格納容器内の一次冷却材の漏えいを監視する装置に係るもの
5　電気設備に係るものの改造（中欄に掲げるものを除く。）であって、二次アルゴンガス系設備、メンテナンス冷却系設備、原子炉補機冷却水設備（ポンプ及び主要弁を除く。）又は原子炉補機冷却海水設備（ポンプ及び主要弁を除く。）に係るもの
6　電気設備に係るものの修理であって、次に掲げるもの
(1)　一次冷却材の循環設備、一次ナトリウム補助設備又は原子炉冷却材バウンダリに係るもの（原子炉冷却材バウンダリに係るものに限る。）、一次アルゴンガス系設備（原子炉冷却材バウンダリに係るものに限る。）、残留熱除去設備、非常用炉心冷却設備（原子炉冷却材補給設備（原子炉隔離時冷却系に係るものに限る。）、原子炉補機冷却設備（非常用のものに限る。）、原子炉容器本体（監視試験片を除く。）、原子炉容器付属構造物又は原子炉容器内部構造物に係るものの性能又は強度に影響を及ぼすもの